

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 昭和五十三年度鳥取県一般会計補正予算等
身体障害者福祉法による医師の指定
保険薬剤師の登録(二件)
入会林野整備計画の適否の決定
基本測量の実施
- ◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催

告 示

鳥取県告示第四百八十号

昭和五十四年三月三十一日専決処分した昭和五十三年度鳥取県一般会計補正予算及び昭和五十三年度鳥取県収入証紙特別会計補正予算は、次のと

おびである。

昭和五十四年五月二十二日

鳥取県知事 平 林 廣 三

昭和53年度鳥取県一般会計補正予算

昭和53年度鳥取県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,638,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ194,117,792千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税	1 県 民 税	21,374,706 千円	516,000 千円	21,890,706 千円
	2 事 業 税	5,278,809	73,000	5,351,809
	3 不動産取得税	4,734,969	249,000	4,983,969
		966,275	24,000	990,275

歳入	5	娯楽施設税	240,601	4,000	244,601
	6	料理飲食等消費税	2,293,637	63,000	2,356,637
歳出	10	自動車取得税	1,449,358	67,000	1,516,358
	11	軽油引取税	1,966,518	36,000	2,002,518
地方交付税	1	地方交付税	53,162,721	66,000	53,228,721
	13	県債	21,065,500	1,051,000	22,116,500
合計	合計	192,484,792	1,633,000	194,117,792	
歳入	2	総務費	10,224,343	1,400,000	11,624,343
	1	総務管理費	6,942,961	1,400,000	8,342,961
歳出	8	土木費	50,874,772	233,000	51,107,772
	4	港湾費	3,938,593	233,000	4,171,593
合計	合計	192,484,792	1,633,000	194,117,792	

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額 千円	起債の方法 利率償還の方法	限度額 千円	起債の方法 利率償還の方法
畜産振興費	76,000	%	72,000	%
土地改良費	2,217,000		2,313,000	
開墾及び開拓事業費	46,000		48,000	
林道費	253,000		273,000	
治山費	492,000		516,000	
漁港建設費	517,000		533,000	
沿岸漁場整備備増発費	125,000		126,000	
中小企業費	123,000		108,000	
道路橋の上乗せ総務費	122,000		249,000	
道路新設改良費	1,758,000		1,977,000	
河川総務費	292,000		394,000	
河川改良費	3,084,000		3,115,000	
砂防費	1,508,000		1,444,000	
海岸保全費	115,000		120,000	

計	21,065,500	22,116,500	昭53年度鳥取県収入証紙特別会計補正予算
			昭53年度鳥取県の収入証紙特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。
			(歳入歳出予算の補正)
			第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,468,221千円とする。
			2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができ

起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入	款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙収入	1 証紙収入		千円 2,366,596	千円 67,000	千円 2,433,596
		計	2,366,596	67,000	2,433,596
合 計			2,401,221	67,000	2,468,221

歳 出

歳 出	款	項	補正前の額	補正額	計
1 一般会計	1 一般会計		千円 2,359,753	千円 67,000	千円 2,426,753
		計	2,359,753	67,000	2,426,753
合 計			2,401,221	67,000	2,468,221

鳥取県告示第四百八十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定による医師を次のとおり指定したのこゝ、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定による告示とする。

昭五十四年五月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

診療科目	氏 名	勤 務 先
眼 科	向 野 利 寛	鳥取市尚徳町一七番地 鳥取赤十字病院
眼 科	向 野 妙 子	鳥取市尚徳町一七番地 鳥取赤十字病院
整形外科	林 正 郎	東伯郡三朝町山田六九〇番地 国立三朝温泉病院
内 科	秦 正	米子市西町三六番地の一 鳥取大学医学部附属病院
整形外科	河 野 龍 之 助	米子市西町三六番地の一 鳥取大学医学部附属病院

鳥取県告示第四百八十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十四年五月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
稲 村 昇 一	鳥薬第四〇〇号	昭和五十四年五月二日

鳥取県告示第四百八十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十四年五月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
趙 太 順	鳥薬第四〇一号	昭和五十四年五月八日

鳥取県告示第四百八十四号

岩美郡岩美町大字真名六七番地真名入会林野整備組合組合長足立勝已から申請のあつた真名入会林野整備計画については、昭和五十四年五月十五日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号)第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年五月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

真名入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年五月二十三日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第四百八十五号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年五月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量（二十万分の一地勢図要部修正調査）

二 作業期間

昭和五十四年五月二十日から同年九月三十日まで

三 作業地域

県下全市町村

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和38年法律第6号）第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和54年 5月22日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所	受 講 対 象 者
昭和54年 6月12日 午後 1時から	米子警察署会議室	米子、境港、湊口、黒坂及び八橋の各警察署の管内に居住する者
昭和54年 6月20日 午後 1時から	鳥取警察署会議室	鳥取、岩美、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者

2 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの。

ただし、昭和41年6月7日以後の狩猟者講習会における講習を受け、乙種又は丙種の狩猟者講習修了証明書を有する者を除く。

3 講習課目及び講習時間

猟銃及び空気銃の所持に関する法令 2時間

猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 1時間

4 考査

講習終了後講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講の申込み

所定の受講申込書を受講日の5日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 携行品

(1) 筆記用具

(2) 猟銃等講習会受講手数料の額(2,000円)に相当する鳥取県収入証紙

(3) 印